

【群馬県対象】令和8年4月診療分から福祉医療費の請求が変わります

いつもご利用いただきありがとうございます。  
カスタマーサクセス部です。

表題の件についてご案内いたします。

令和8年4月診療分(令和8年5月請求分)から福祉医療費請求における「連記式明細書」が廃止され、  
社会保険分や国保組合分の福祉請求についても併用レセプトによる請求方法に統一されます。

【患者登録について】  
令和8年4月以降、社保・国保組合の福祉医療費助成対象の患者様の福祉番号は、  
患者登録画面の「第1公費」欄または「福祉」欄のどちらに入力されていても、  
令和8年4月診療分以降のレセプトは福祉併用レセプトとして作成されます。

■4月以降「福祉」欄に入力されていても併用レセプトが作成される制度と法別番号は下表の通りです。

#### 【表記の仕方】

-----  
福祉制度  
実施：法別番号  
-----

・重障心身障害  
県：70  
市町村：80

・子ども  
県：72  
市町村：82

・父子家庭  
県：76  
市町村：86

・母子家庭  
県：78  
市町村：88

本内容は、3/31更新のバージョンアップ3.05より抜粋しております。

福祉医療費の詳しい取り扱いについては、ユーザーサイトよりご確認ください。

#### 【ユーザーサイトの操作手順】

ユーザーサイトのメインメニューより、  
【バージョンアップ情報】を選択ください。

#### 【ユーザーサイトの閲覧方法】

1. 従来のPOWER5G専用サイトを開くと数秒後に自動で新ユーザーサイトが開きます。  
※POWER5G専用サイトは、PCのデスクトップ上にご用意しております。
2. カスタマーサポートの電話番号が記載されているシールに、QRコードを載せております。  
スマートフォン等で読み込んでいただくと、同様に新ユーザーサイトを開くことができます。
3. URLをコピーして検索サイト(chrome、Microsoftedge等)にて張り付けて検索

URL : <https://contents.dentalsystems.jp/knowledge>

以上、よろしくお願いいたします。